
釜石市財政健全化審査意見書

釜石市経営健全化審査意見書

令和 7 年度釜石市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 27 日から令和 8 年 8 月 6 日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	13.19
連結実質赤字比率	—	—	—	18.19
実 質 公 債 費 比 率	10.5	10.2	9.3	25.0
将 来 負 担 比 率	—	—	—	350.0

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字のため、数値は算出されない。

実質公債費比率は 9.3％で、早期健全化基準の 25.0％（財政健全化計画の策定）及び 18.0％（公債費負担適正化計画の策定）を下回っている。

将来負担比率は、地方債の償還額等に充当可能な金額が将来負担額を上回っているため、数値は算出されない。

◇実質公債費比率の算式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）

B : 地方債の元利償還金に準ずるもの

C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D : 算入公債費の額（地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額）及び算入準公債費の額（準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額）

E : 標準財政規模（標準的な規模の収入の額）

（単位：千円）

$$\begin{aligned} \text{令和7年度} & \quad \frac{(1,998,760 + 486,403) - (76,208 + 1,599,313)}{10,954,478 - 1,599,313} \\ & = \frac{809,642}{9,355,165} \end{aligned}$$

令和7年度	8.65449
令和6年度	9.42384
令和5年度	9.89346
3か年平均	9.3%

※表示単位未満切捨て

◇将来負担比率の算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{F - (G + H + I)}{E - D}$$

F : 将来負担額（①～⑦までの合計）

（単位：千円）

①当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高	22,061,298
②債務負担行為に基づく支出予定額	0
③一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	3,588,768
④組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額	812,491
⑤退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	2,833,054
⑥設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0
⑦組合等の連結実質赤字額相当額に係る一般会計等負担見込額	0
合 計	29,295,611

G : 地方債の償還額等に充当可能な基金

11,662,242

H : 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入

377,480

I : 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

17,609,651

（単位：千円）

$$\begin{aligned} \text{令和7年度} & \quad \frac{29,295,611 - (11,662,242 + 377,480 + 17,609,651)}{10,954,478 - 1,599,313} \\ & = \frac{\triangle 353,762}{9,355,165} \end{aligned}$$

△ 3.7 % ※表示単位未満切捨て

令和7年度釜石市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

令和7年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月27日から令和8年8月6日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率			経営健全化基準
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
水道事業会計	—	—	—	20.0
公共下水道事業会計	—	—	—	20.0
漁業集落排水事業会計	—	—	—	20.0
魚市場事業特別会計	—	—	—	20.0

資金不足比率は、全ての会計で資金不足額が生じていないため数値は算出されない。

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象会計等

区 分			比率の算定対象会計等			
一般会計等	一般会計及び一般会計等に属する特別会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
	公営企業会計	企業に係る会計	資金不足比率			
	法適用企業	水道事業会計 公共下水道事業会計 漁業集落排水事業会計				
	法非適用企業	魚市場事業特別会計				
【一部事務組合・広域連合】						
釜石大槌地区行政事務組合 岩手沿岸南部広域環境組合 岩手県市町村総合事務組合 岩手県後期高齢者医療広域連合						
【地方公社・第三セクター】						
釜石港物流振興株式会社						